

平成十九年二月二十日受領
答弁第六〇号

内閣衆質一六六第六〇号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五四年の琉米修好条約に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五四年の琉米修好条約に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省において調査した範囲では、昭和九年に当時の外務省條約局が編集した「舊條約彙纂第三卷（朝鮮・琉球）」に、御指摘の「和譯文」が掲載された経緯が必ずしも明らかではないこともあり、お尋ねについて確定的なことを述べることは困難である。

二について

御指摘の「条約」と称するものについては、我が国は当事者でなく、また、当時の経緯も必ずしも明らかではなく、お尋ねについて政府として確定的なことを述べることは困難である。

三について

当時の経緯が必ずしも明らかではないこともあり、外務省として、お尋ねについて確定的なことを述べることは困難である。

四について

御指摘の「琉球王国」をめぐる当時の状況が必ずしも明らかではないこともあり、お尋ねについて確定

的なことを述べることは困難である。